

北海道議會時報

第 7 卷 第 3 号

昭 和 3 0 年 3 月



北海道議會事務局

— 第 3 号 目 次 —

議会の動き

第一回定例道議会…………… 1

本 会 議…………… 1

常任委員会…………… 2

特別委員会…………… 5

決算特別委員会

資 料

昭和二十九年地方債計画修正…………… 6

二十九年地方債一般補助、災害分等配分…………… 7

全国都道府県議会議員発議条例調…………… 8

雑 録

地方行政疑義問答集…………… 11

報道から拾う…………… 12

新警察法無効訴訟に判決

選挙運動用ポスターに押捺する選管の検印は

印章か記号か

図書室だより…………… 14

二月のメモ…………… 15

表紙写真

春 雪

北海道議会事務局撮影

議会の動向

K.U

第一回定例道議會

第一回定例道議會は、二月十八日招集、同日開会された。

本 会 議

○二月十八日 午後二時四十分、蒔田議長開会を宣し、引続き開議、予め時間を延長の上、議員の所属変更に伴う議席の変更指定、會議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より、元道會議員横山準治君去る一月三十一日逝去につき弔詞を贈呈の旨報告があつて、日程に入り、日程第一、常任委員の補充選任について諮り、議會運営委員に桑野議員（保ク）を選任、次に日程第二、議案第一号乃至第四号、報告第一号乃至第五号を一括議題に供し、知事の提案説明を聴

取して、午後三時休憩、午後三時四十七分再開、議案第一号乃至第四号、報告第一号乃至第五号については別に質疑もなく一括総務委員會付託に決して、同四十八分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和二十九年度北海道費歳入歳出追加更正予算案、その他につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回提案いたしました予算案は、本年度内緊急措置を要する経費について、その予算化を図ろうとするものでありまして

普通会計におきましては

道知事及び道議會議員選挙準備費

百五十万円

並びに近く予定されております

中共地域引揚者の援護対策費

三十八万円

を見込みます反面

町村合併促進費において、国庫補助金の一部が減額交付される見込しにありま

すので、これに見合つて

五百万円

の予算更正を行うこととした次第であります。この結果、普通会計予算総額

三百一十一万円

の減額をみることもなつた次第であります。

次に特別会計について申し上げます。

今回振貸資金会計において

七千八百五十万円

を追加いたしましたのは、更生年金保険積立金の還元融資として

病院建設資金 二ヶ所分 二千八百五十万円

住宅建設資金 三ヶ所分 五千万円

の決定をみましたので、道において一括借入の上、関係町に対し振貸しようとするものであります。

次に専決処分案件であります。

報告第三号及び第三号は、いづれも昭和二十九年年度普通会計予算の追加措置をいたしたものでありまして、報告第二号は、緊急就労対策としての

道路改良費

七百万円

冷害対策費として国庫予算の節約解除されたものうち、その後において確定をみた

漁港修築費

七百八十九万円

合 計

一千四百八十九万円

を国庫補助金、道債等を見合つて措置いたしましたものであります。

なお、報告第三号については、来る二月二十七日執行せられる衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費

公明選挙推進のための経費

九千十三万円

合 計

百五十万円

を全額国庫委託費を引当てとして措置いたしました次第でありますので、何卒御了承を戴きたいと存する次第であります。

報告第一号、第四号及び第五号は、町村合併に伴つて保健所並びに家畜保健衛生所の管轄区域に異動を生じたので、これに即応して、夫々設置条例の一部改正を行つた次第であります。

次に札幌郡琴似町を廃し、その区域を札幌市に編入する件について御説明申し上げます。琴似町は札幌市に隣接し、近年札幌市の躍進とともに工場及び住宅地帯として著しい発展を遂げ、また住民の生活及び経済の面からみしても、両者は非常に密接な關係を有しておりますので、この際合併し、一貫した施策経営により住民の期待する生活文化の向上を図ろうとするものであります。それぞれ議会の議決を経て申請がありましたので、適切なものと認め、ここに提案いたしました次第であります。

以上は、今回提出の案件についてその大要を御説明申し上げた次第であります。が、何卒よろしく御審議の程を御願ひ申し上げます。

なお、昭和三十年当初予算につきましては、目下検討中ではありますが、なるべく早い機会に提出いたしたいと存じますので、御了承いただきたいと存する次第であります。

○二月十九日 午後一時二十六分開議、諸般の報告の後、日程第一、議

案第一号乃至第四号、報告第二号及び第三号を一括議題とし、立原

総務委員長（自）より本案審査の経過並びに結果について報告、これを諮つて委員長報告通り議案は原案可決、報告は承認議決に決した。

次に明後二十一日より三月一日まで休会について諮り異議なくこのことに決し、午後一時三十六分散会。

常任委員会

議会運営委員会

○二月一日 午後一時三十七分、議長室において開議。

① 第一回定例道議会の招集について総務部長より説明を聴取、協議の結果、二月十八日招集、会議は十八、十九の両日行い二十日以降休会とし三月一日再開とすることに決し、この旨を理事者に要望することとし、

② 申し合せ事項として、休会中の二月二十日より二十八日まで九日間の日額手当は今回に限り支給せず、休会中の帰宅及び再開日の参会旅費は支給することに決し、

③ 本日の協議決定事項については議長より各議員に通知することとし、午後一時五十九分散会。

○二月十八日 午後一時二十五分、議長室において開議。

① 児玉委員長（自）より議員の所属変更について報告、各派控室の異動等については休会明けの議運で協議すること、議席の異動は本日行うことに決定。

② 議員の所属変更に伴い議会運営委員の異動は、協同議員倶楽部一名減、保守クラブより一名委員を出すこと。

③ 本日の議事は、開会して知事の提案理由の説明を聴取後休憩して議運で協議することに決定。

④ 二月二十日より三月一日まで休会、三月二日再開とすることに決定。

⑤ 事務局長より、昭和二十九年度議会費追加予算について説明、午後一時四十六分休憩、午後三時二十分再開。

⑥ 議案の取扱については、質疑は行わず報告第一号、第四号、第五号を除いて一括総務委員会付託とすることに決定。

⑦ 本会議は午後三時三十分より再開することとし、午後三時二十二分散会。

○二月十九日 午前十一時二十三分、議長室において開議。

① 総務委員会付託の案件は討論を行わず、委員長報告のとおり議決することに決定。

② 議長より、千島、齒舞諸島返還要請に関する決議について会長会議の経過を報告。

③ 本会議は午後一時開議することとし、午前十一時四十分散会。

総務委員会

○二月七日 午後一時四十八分、第三委員室において開議。

① 冒頭、琴似町住民代表より、琴似町の札幌市編入三月一日実現方について、同住民代表より、琴似町の札幌市編入に関する決定の暫時留保方についてそれぞれ陳情を聴取。

② 立原委員長（自）より、町村合併、境界変更、埋立地編入等の問題について説明を求め、地方課長より説明、暫時休憩、午後二時三十分再開。

③ ついで町村合併並びに境界変更に関する現地調査の実施について諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員については琴似町、札幌市に立原委員長（自）井川（協俱）大久保（協俱）委員、太田村、標茶町並びに太田村、厚岸町に二瓶（協俱）太田（社）委員、天売村、羽幌町に田中副委員長（自）西田（信）（自）吉田（定）（協俱）委員、茂別村、上磯町に窪田（公）山内（労）大久保（協俱）委員、神居村、江丹別村、旭川市に田中副委員長（自）西田（信）（自）吉田（定）（協俱）委員、足寄村、西足寄町に川人（社）多田（社）委員（以上町村合併関係）、別海村から中標津町に境界変更の件については二瓶（協俱）太田（社）委員と決し、日程については茂別村、上磯町調査は十四日出発とし、その他は第一回定例会の休会直後実施することに決定。

④ 次に委員長より、琴似町の札幌市編入問題に関する小委員会が行った調整の経過について報告、西田（信）（自）二瓶（協俱）川人（社）山内（労）大久保（協俱）多田（社）各委員及び田中副委員長（自）より本問題についてそれぞれ質疑及び意見があり、地方課

長より答弁、結局本件は議会提案となり、本委員会に付託されて後検討することとし、午後三時四十三分散会。

○二月十八日 午前十一時三十分、第三委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、提出議案について説明を求め、総務部長より説明、暫時休憩、午後四時三十分再開。

② 次に付託議案の審査に入り、議案第一号乃至第四号は原案可決、報告第二号、第三号は承認議決に決し、午後五時十三分散会。

文教委員会

○二月九日 午後一時四十分、第三委員室において開議。

① 林委員長（協俱）より、定数の関係から協議会形式で進める旨を述べ、恵庭、広島両町村の通学区域変更反対に関するその後の経過について説明を求め、教育次長より説明、勢田（自）中山（協俱）委員より質疑、応答があり、道教委の斡旋による決定線を了承することとし、

② 次に学校給食の脱脂乳交付の問題について教育次長より説明を聴取、ついで委員長より、高校選抜問題の早急解決方要望があつて、午後二時十分散会。

民生委員会

○二月八日 午後一時四十分、第一委員室において開議。

本多委員長（協俱）より、青少年保護育成条例の制定について参考人の意見申述を求め、北海道新聞社編集局長、札幌地方検察庁検事、札幌南高等学校生徒、札幌市児童委員、札幌市議会議員、北海道児童福祉審議会委員長、道警本部防犯課長、北海道街頭紙芝居連合会々々長、日本興行組合連合会北海道支部理事長、北海道飯設興行本部支配人、北海道社会福祉審議会委員、札幌家庭裁判所判事、札幌古物商組合会長、北海道質屋業組合連合会々々長、道教委指導主事、札幌保護観察所長、北海道青少年問題協議会副会長より、それぞれ意見の申述があつた後、井口（社）中山（協俱）勢田（自）各委員より質疑があり、参考人より答弁、午後四時四十分散会。

○二月十八日 午後四時十五分、第二委員室において開議。

① 本多委員長（協俱）より、青少年保護育成条例制定の件を議題に供し、勢田委員（自）より、第六条広告の項に処罰規定のないことについて、秋山副委員長（協俱）より、条例制定に伴う予算措置について質疑があり、民生部長より答弁、ついで林（協俱）勢田（自）新川（労）中山（協俱）各委員より、本件を議員提案とすることについて意見の交換があつて、結局議員提案の是非について各党において協議を行い明日その意見をもちよることに決した。

② 次に中共地区残留邦人の帰国出迎について諮り、舞鶴出迎委員を派遣することとし、派遣委員は秋山副委員長（協俱）坂東（浩）委員（自）、期間は二月二十一日より二十八日まで八日間に決定、午後

五時散会。

○二月十九日 午後一時五十五分、第二委員室において開議。

① 本多委員長（協俱）より、青少年保護育成条例を議員提案とする
ことの是非について各党協議の結果の報告を求め、林（協俱）坂東
（浩）（自）井口（社）各委員より、それぞれ報告、本条例を議員
提案とすることに異議なく決定。

② ついで林委員（協俱）より、条例案文の検討及び起草のため各党
より一名宛小委員を挙げることに同意があり、異議なくその
ことに決し、協議の結果、井口（社）中山（協俱）勢田（自）新川
（労）桑野（保ク）各委員に決定、民生委員を出していない公正ク
ラブに対しては委員長よりこの旨を連絡することとし、午後二時五
分散会。

農地開拓委員会

○二月十四日 午後一時二十分、第三委員室において開議。

安達委員長（自）より、請願、陳情の審査は次期委員会で行う旨
を述べ、開拓関係の一般的事項について質疑を求め、外田委員（協
俱）より、農地開発に関する世界銀行の動きについて質疑があり、
開拓計画課長より答弁、午後一時五十分散会。

特別委員会

決算特別委員会

○二月十九日 午前十一時十五分、第三委員室において小委員会を開
議。

佐藤主査（協俱）より、決算審査について意見を求め、三室
（自）新川（労）委員、桑野委員長（保ク）より、科学技術研究費
補助の問題、北海道土地改良農業協同組合連合会に対する貸付物品
確認の問題等について質疑及び意見があり、企画室長、農地開拓部
長、拓務課長、土地改良課予算係長より答弁、主査より、土地改良
事業用物品の現在数調の提出要求があつて、午後零時四十分散会。

会都道府県議会議員発議條例件名調

(昭和29年自1月1日至12月31日)

長	60	1	10	1
熊	115	2	60	2
大	90	3	70	3
宮	105	3	215	3
鹿	55	1	1	1
児				
島				
名	20	1	1	1
古	58	1	1	1
屋	62	1	1	1
名	22	1	1	1
京	87	1	1	1
大	41	1	5	1
阪				
戸				
市				
市				
市				
計	4,000	124	2,260	67

府都 県道	件	議 日 決	年 月 日	公 日 布
北海道	北海道議会議員定数条例の一部を改正する条例 北海道議会暴風雪対策特別委員会設置条例	元・四・二 元・五・二七	元・四・二〇 元・五・一七	
青森	青森県議会議員会条例 県議会の議員、知事、副知事、出納長及び常勤の委員の退職手当支給条例中改正条例案	元・六・一 元・二・元	元・六・二 否	決
秋田	秋田県議会議員会及び特別委員会条例中一部改正条例	元・七・七	元・七・七	
宮城	宮城県議会議員会条例の一部を改正する条例	元・七・三	元・七・五	
福島	福島県議会議員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 同 右	元・六・三〇 元・九・四	元・六・三〇 元・九・四	
東京	東京都農機類貸付、譲渡条例 東京都中小工業機械類の貸付、譲渡条例の一部を改正する条例 東京都議会議員会条例の一部を改正する条例	元・二・三〇 元・二・三〇 元・六・三〇	元・二・二六 元・二・三〇 元・六・三	
神奈川	神奈川県青少年保護育成条例	元・二・二三	三〇・一・四	
茨城	茨城県議会議員会条例の一部を改正する条例	元・六・元	元・六・元	
栃木	栃木県議会議員会条例の一部改正条例 同 右 栃木県議会議務局条例の一部改正条例	元・五・元 元・六・三〇 元・三・四	元・六・一 元・七・九 元・四・一	

静岡	三重	愛知	新潟	長野	山梨	群馬	埼玉
静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例	三重県議会の議決または住民の一般投票に付すべき財産、營造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例 三重県議会の事務局長、書記、その他の職員の旅費についての条例	大都市周辺市町村整備促進条例	新潟県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例	長野県議会委員会条例の一部を改正する条例 長野県行政機構改革審議会条例を廃止する条例案 同 右 長野県議会議員定数条例案	地方制度改正対策特別委員会設置条例を廃止する条例 長野県総合開発審議会条例を廃止する条例 長野県議会委員会条例 長野県行政機構改革審議会条例を廃止する条例案	群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例 同 右 同 右	埼玉県議会委員会条例 山梨県議会の議員の選挙区及び当該選挙区において選挙すべき議員の数の臨時措置に関する条例
元・六・三〇	元・九・三〇 元・九・三〇	元・一〇・一	元・四・元	元・六・元 元・六・七 元・九・元 元・九・元 元・一・	元・三・七 元・三・五 元・三・七 元・三・七 元・三・七 元・三・七	元・六・元 元・七・七 元・三・三	元・二・二 元・六・元 元・六・元
元・六・三〇	元・一〇・一	元・一〇・五	元・四・元	否 決	元・三・三 元・三・三 元・三・三 元・三・三 元・三・三 元・三・三	元・六・七 元・七・七 元・三・三	元・三・六 元・六・元

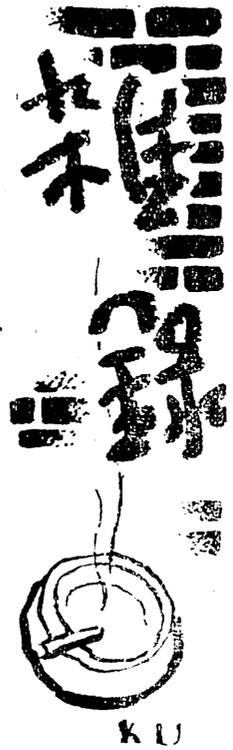
岡山	広島	滋賀	奈良	兵庫	大阪	京都	福井	石川	富山	岐阜
岡山県常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例	広島県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例	滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例	奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例 同 右	兵庫県委員会条例の一部を改正する条例 同 右	大阪府公衆浴場法施行条例中改正条例案 大阪府議会委員会条例中改正条例 同 右	京都府議会委員会条例	福井県議会常任委員会及び特別委員会条例一部改正条例	石川県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 同 右	富山県議会委員会条例の一部を改正する条例	岐阜県議会及び不動産取得税の臨時措置に関する条例の一部を改正する条例 岐阜県議会議員選挙区の特例を廃止する条例 岐阜県議会議員定数減少条例
元・三・三	元・六・三〇	元・六・二四	元・七・二 元・七・五	元・六・二四 元・六・三〇	元・三・七 元・六・八 元・一〇・四	元・七・四	元・九・三〇	元・九・六 元・九・五	元・三・八 元・三・八	元・三・五 元・四・三 元・九・四 元・二・元
元・三・三	元・六・三〇	元・六・二五	元・七・二 元・七・五	元・六・二五 元・六・三〇	否 決 元・六・九 元・一〇・五	元・七・四	元・九・三〇	元・九・二〇 元・九・五	元・三・八	元・三・六 元・五・一 元・九・八 元・三・一

大分	福岡	愛媛	高知	徳島	香川	山口	島根	鳥取
大分県補助制度調査会設置条例案	福岡県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 福岡県議会議員表彰条例 福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	愛媛県議会委員会条例の全部を改正する条例	高知県議会議員会条例の一部を改正する条例	徳島県議会議員会条例の一部を改正する条例 徳島県農業協同組合の育成に関する条例	香川県議会議員会条例の一部を改正する条例 香川県議会議員の選挙区の特例に関する条例 香川県議会議員会条例の一部を改正する条例	山口県議会議員会及び特別委員会条例 同 右	島根県議会議員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 同 右	特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例 鳥取県常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
審議未了	元・六・三〇 元・六・三〇 元・二・三・二	元・六・三〇	元・七・五	元・七・二 元・一〇・一六	元・六・二六 元・八・一四 元・一〇・一	元・三・三 元・七・七	元・七・一 元・一〇・元	元・三・六 元・三・六 元・三・六 元・四・一 元・四・一
	元・七・一 元・七・一 元・二・三・七	元・六・三〇	元・七・五	元・七・三〇 元・二・一・一	元・七・五 元・八・一四 元・一〇・一	元・三・三 元・七・七	元・七・一 元・二・一・五	元・四・一 元・四・一 元・四・一

宮崎	熊本	鹿児島
小丸川総合開発建設事業及び綾川総合開発建設事業に対する地方公営企業法の適用に関する条例 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	熊本県議会議員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 熊本県議会議員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 熊本県議会議員会条例の一部を改正する条例	鹿児島県議会議員会条例一部改正条例 同 右
元・二・六 元・三・六	元・七・五 元・三・三 元・三・三 元・二・三・三	元・三・二 元・六・六
未公布 元・一・二七	元・七・七 元・三・三 元・三・三 元・二・三・三	元・三・三 元・六・六

(備考)
無該当 岩手、山形、千葉、和歌山、佐賀、長崎
計 八十三件





地方行政疑義問答集

地方自治法第百条の疑義について

(昭和二九・一一・一八自治行発第一九九号)
広島県総務部長宛行政課長回答

問一 地方自治法第百条第五項の規定により、官公署が声明をした場合は、選挙人、その他の関係人は、公務員たる地位において知り得た事実については、もはやその事実に関する証言、又は記録の提出義務は完全になくなるかと思うか。

答一 お見込のとおり。

問二 議会は、前項の声明が公の利益を害するという正当の理由がないと認めても出訴したり(偽証罪等の容疑で)その声明の修正を求めたり、その取消を求めめることはできないかと思うか。

答二 お見込のとおり。

問三 議会は、前項の声明が、公の利益を害するという正当の理由がないとして、法第百条第三項の罪を犯したものと認めて告発することができるか。もし告発できるとすれば、その対策は、声明をした官公署の代表者か、あるいは証言を求められた選挙人、その他の関係人か。

答三 告発することはできない。

会議録の閲覧請求について

(昭和二九・一一・二五自治行発第二〇三号)
宮城県総務部長宛行政課長回答

問 会議録の閲覧請求について、昭和二十三年四月九日づけ、福岡県総務部長宛て自治課長回答がなされ、一、会議録の閲覧に関しては、法令にその規定がないから、会議規則において何等かの規定を設けてない限り、当然その要求に応ずべき法律上の義務はない。従つて、会議規則にその定があるときは、これに従い、その定がないときは、議長が必要と認める場合に限り、その要求に應ずるのが適当と解せられる。旨の実例が示されているが、この場合、

一 議長は、議会の機能を遂行するために必要な各般の事務の処理については、「統理」の権限を有するのであるが、会議録閲覧請求の場合に、会議規則の定がない場合に、議長の裁量によつて処理するを適当と解することは、会議公開の原則との関連性にかかわらず、あくまで議長の専属的職務権限に基く裁量行為と解してよいか。

二 若し、会議録の閲覧請求が議長の職務権限に基く裁量行為であると解した場合において、議員中から会議規則中に閲覧請求の規定を挿入する発案がなされ、その議決があつた場合(挿入可決)は、議長の権限を侵犯したものといえないか。又侵犯したものといえない場合は、議決による会議規則への権限の移譲である。

答一 議長は、会議公開の原則を考慮して裁量すべきである。

答二 前段、議長の権限を侵犯したものといえない。後段、議長は、会議規則に従つて、その権限を行使することは当然である。

報道から拾う

新警察法無効訴訟に判決

昨年七月新発足した警察制度につき、大阪市会議員有志三十四名から、府知事を相手取り、「住民監査に基づく警察予算の支出禁止」の形で提起されていた新警察法無効の行政訴訟に対し、大阪地裁は、二月十五日「原告の請求を棄却する」との判決を下した。原告請求の原因及び判決理由は、次のとおり。

判決請求の原因

昭和二十九年六月三十日、大阪府会の議決による昭和二十九年追加予算中警察費九億五千九百七十三万五千九百円の支出を禁止する。

すなわち、大阪府会は昭和二十九年六月三十日府当局の提出した昭和二十九年追加予算を可決し、その予算中には警察費九億五千九百七十三万五千九百円が計上されているが、これは同年六月八日法律第一六二号として公布された新警察法を原因とするものである。しかし、新警察法は法律として無効であり、被告はこれにもとづく予算を提出すべきでなかつたし、また府会はこれを可決すべきでなかつたのに提出可決され、被告はこれに従つた違法な支出をしようとしてゐる。そこで大阪府の住民である原告らは、地方自治法第二四三条の二第一項に「として大阪府監査委員に対し監査の請求をしたが、監査委員は、同年七月二十一日新警察法が正規の手続きを経た一たん法律として公布された以上、府知事がこれにもとづく措置をすることは当然の責務であり、予算は同年六月三十日府会が可決しており、被告がその予算を執行し経費を支出することは、知事として法

律上当然の職務執行であつて、違法を認められないとの決定をした。そこで原告は、地方自治法第二四三条の二第四項に基き本訟訴を請求する。

判決の理由

監査委員の権限は、地方自治法第一九九条によれば、その団体の経営にかかる事業の管理および所体の出納、その他の事務の執行を監査するものであり、監査委員の権能は議会に対し独立した固有の権能を有するというより、一般的には同種の権限を専門的、集中的に担当するといふことができる。これにより監査委員の監査の対象は、直接には長以下の執行機関の行為の適否、当否に限られ、議会の議決におよばないことは明らかである。監査委員は議会が議決した予算を違法または不当と批判することはその権限に属せず、かかる批判をもとにして長以下の執行機関の行為を非難することはできない。第二四三条の二は、住民に団体の長等に対する公金の違法支出等についての制限、禁止等の措置をもとめる権利を認められたものであるが、これは以上に考えた監査委員の権限内にある事項につきその権利の発動を促し、なお不服があれば、裁判によつてその目的を達せしめようとしたに止まるのであつて、右監査委員の権限以上にわたつて議会が決議そのものの違法までも特に同条の方法によつて是正せしめんとしたものと解すべき根拠はとうてい見出し難い。原告は本訴で、大阪府議会在が議決した予算にもとづく被告大阪府知事の警察費の支出について、その予算自体の違法の故に右支出を違法としてその支出の禁止を求めているのであり、これは地方自治法第二四三条の二第四項に定める訴によつて裁判所の裁判を求めることのできる違法行為に当らないといわねばならない。原告の本訴請求はこの点ですでに失当として棄却をまぬがれない。

選挙運動用ポスターに押捺する 選管の検印は印章か記号か

一文書、又はその他の物体上に表わされた公務所の表示が、印章であるか、記号であるか、或いは公文書であるかは判断に迷う場合がある。

例えば、最近物品税証紙の偽造事件においては、最高裁はこれを「公文書」であると判示した。（時報六卷十号登載）

参議院議員選挙運動に使用するポスターに押捺する全国選管の検印を偽造した事件につつて、最高裁は一月十一日、従来の大審院の判例による区別の基準を是認し、これは「公務所の公印」に該当すると判示した。



二月のメモ

- 1 ○衆院議員総選挙公示さる。
- 2 ○農林省で地方競馬の開催日、土、日、祭日に制限を通過。
- 3 ○仏政府吉田前首相に最高勲章を贈る。
- 4 ○チエコも対独終戦宣言。
- 5 ○政府日ソ交渉応諾の旨回答。
- 6 ○秋葉ダム（静岡）でダイナマイト爆発、三十八名生埋め、十九名が死亡。
- 7 ○マンデス仏首相信任投票に敗る。
- 8 ○マ仏内閣総辞職す。
- 9 ○米、大陳島撤退を援助、第七艦隊に出動を指令。
- 10 ○緒方総裁、大村防衛庁長官、三好開発庁長官来道。
- 11 ○日本政府口上書をソ連国連代表に手交。
- 12 ○室蘭線で貨物列車脱線。
- 13 ○大陳島から国府軍撤退開始。
- 14 ○大山郁夫氏来道。
- 15 ○流感本道に蔓延の兆し、日高で小学校臨時。
- 16 ○マレンコフソ連首相辞任、後任はブルガーニン元帥。
- 17 ○ソ国防相にジューコフ元帥、マ前首相は副首相兼発電所相に任命。
- 18 ○昨年中の本道経済白書発表。
- 19 ○W・S・ケント・ヒューズ家、内相来日。
- 20 ○岩内で仮設住宅五棟三十九世帯焼く。
- 21 ○青函中学（小樽）焼く。
- 22 ○真駒内駐留軍労務者五百九十九名に解雇予告。
- 23 ○韓国軍艦が漁船に衝突、乗員二十五名行方不明。
- 24 ○洞爺丸など海難審判開く。
- 25 ○希望の場所で交渉の旨ソ連から正式回答。
- 26 ○硫安値下げ問題急転解決、協会蔵相案受諾。
- 27 ○高校選抜問題ついに円満解決。
- 28 ○黄綬褒賞の本道受賞者天崎正太郎（栗沢）、中村孝二郎（標茶）の二氏決定。
- 29 ○昭和三十年第一回定例道議会開会さる。
- 30 ○米けさネヴアダで原爆実験。
- 31 ○仏ビノー内閣不成立。
- 32 ○フオール氏仏内閣組閣を受諾。
- 33 ○琴似札幌市編入に決定。（道議会）
- 34 ○全道に暴風雪警報発令。
- 35 ○ガット関税会議（日本の正式加入のための）開く。（ジュネーブ）
- 36 ○全道を襲う猛吹雪で行方不明三百五十名、国鉄全線がマヒ状態。
- 37 ○旅客ダイヤ刻回復。
- 38 ○大坂府知事、府営競馬、競輪取やめ発表。
- 39 ○バンコックにて東南ア防衛（SEATO）会議開かる。
- 40 ○全日本スキー選手権大会開会式挙行。（三月一日閉幕）
- 41 ○第十次引揚給興安丸舞鶴に入港。
- 42 ○北鮮、対日国交申入れ。
- 43 ○新中三学力テスト全道一斉に行わる。
- 44 ○第六回札幌市雪祭りに十万人の出。

昭和三十年三月二十日発行

北海道議会時報 (第七卷第三號)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

電話 ②六九一九番